

## 【薩摩川内市議会システム更新事業】

### 公募型プロポーザル発注方式の実施に係る公募要領について

本要領は、本市が発注する公募型プロポーザル発注方式に係る公募要領です。参加希望者は、以下の内容を確認の上、御参加ください。

#### 1 発注業務の概要等

- (1) 業 務 名 薩摩川内市議会システム更新事業
- (2) 業 務 場 所 薩摩川内市役所3階 本会議場等
- (3) 提案上限額 33,000,000円(税込み)
- (4) 契約方法 優先交渉事業者を特定後に協議を行い、別途本市で決定するリース会社と契約を行う(本業務に要する費用は、リース会社から支払われる。)  
※ 60箇月リース契約とし、リース期間終了後、リース物件は全て薩摩川内市に無償で帰属するものとする。
- (5) 履行期間 契約の日から令和8年1月30日まで  
※ リース期間については、令和8年2月1日から令和13年1月31日まで
- (6) 業務概要等 別紙仕様書のとおり
- (7) 業務内容 薩摩川内市議会の本会議場等に設置している議会システムの更新
- (8) 担当部署 薩摩川内市 議会事務局 議事調査課

#### 2 契約までのスケジュール(予定)

- |              |   |
|--------------|---|
| 令和7年5月12日(月) | 公告・公募要領等の公表   |
| 令和7年5月30日(金) | 入札参加資格審査申請書の受付期限/本会議場等見学会期限<br>※ 入札参加資格審査申請書は、入札参加資格を有していない場合のみ |
| 令和7年6月3日(火)  | 質問の受付期限   |
| 令和7年6月6日(金)  | 質問の回答期限   |
| 令和7年6月10日(火) | 公募要領等の公表終了/参加申請書の受付期限   |
| 令和7年6月12日(木) | 参加資格確認通知期限  |
| 令和7年6月20日(金) | 提案書の提出期限/参加辞退届の提出期限   |
| 令和7年6月24日(火) | プレゼンテーション参加者通知  |
| 令和7年7月1日(火)  | 提案審査(プレゼンテーション)   |
| 令和7年7月11日(金) | 提案審査結果通知  |
| 令和7年8月1日(金)  | リース契約に係る入札/契約(予定)   |
- ※ 事務の都合等により日程を変更する場合があります。

### 3 公募要領等の配布

- (1) 配布期間 令和7年5月12日（月）から令和7年6月10日（火）まで
- (2) 配布場所 薩摩川内市ホームページ (<http://www.city.satsumasendai.lg.jp>) に掲載し配布する。

### 4 本会議場等見学会（希望者のみ）

- (1) 開催日時 令和7年5月13日（火）から令和7年5月30日（金）まで
- (2) 開催場所 薩摩川内市役所3階 本会議場、職員控室その他
- (3) 留意事項
  - ア 見学を希望する場合は、希望する日時をあらかじめ「15 問合せ先」に連絡すること（業務の都合により、見学日時の変更をお願いすることがあります。）。
  - イ 見学の人数は、1社当たり3名以内とする。
  - ウ 見学会では簡易な質問以外は受け付けない。「11 質問について」により行うこと。

### 5 参加資格

公募型プロポーザル発注方式に参加する者に必要な資格は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 本市の物品等競争入札参加資格を有する者（以下「登録業者」という。）又は登録業者以外の者で資格審査期限までに資格審査の申請を行い、本市が資格を有すると判断したものの。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 公募の日から契約の日までの間に、薩摩川内市物品購入等有資格業者の指名停止に関する要綱（令和3年薩摩川内市訓令第7号。以下「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 指名停止要綱に基づき書面で警告を受けている場合、申請日現在において措置を受けた日から1月を経過していること。また、申請日から落札決定の日までの間に措置基準に基づく文書での警告を受けていないこと。
- (6) 次のアからケまでのいずれにも該当しない者であること。なお、資格要件確認のため、鹿児島県警察本部に照会する場合がある。
  - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団の構成員をいう。以下同じ。）
  - ウ 役員等が、暴力団員であると認められる法人等

- エ 暴力団又は暴力団員が、その経営に実質的に関与している法人等
- オ 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している法人等
- カ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等
- キ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人等
- ク 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している法人等
- ケ アからクまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする法人等

(7) その他関係法令・規則等に違反していないこと。

(8) 前各号に掲げるもののほか、次の条件を全て満たす事業者であること。

- ア 業務の企画及び実施を的確に遂行できる能力を有すること。
- イ 業務内容について、守秘義務を遵守できること。
- ウ 下表の要件を満たすこと。

項目	内容
業務実績 ※	過去5年間（令和2年度以降）に地方公共団体から本業務と同等以上とみなされる業務の実績が1件以上あること。
地域要件	日本国内に本店を置く事業者であること。

※ 業務実績とは、令和2年度から令和6年度までの期間において、地方公共団体を相手方とした本業務と同等以上とみなされる業務の契約件数で、別添様式第2号及び契約書の写し等の業務名、契約年度、契約金額等を確認できる書類を提出すること。

## 6 公募型プロポーザル発注方式の参加申請書の提出について

### (1) 資格の確認

公募型プロポーザル発注方式に参加しようとする者は、5の資格を有することの確認を受けるため、公募型プロポーザル発注方式参加申請書及び関係書類を持参又は郵送により提出しなければならない。

薩摩川内市長は、公募型プロポーザル発注方式に参加する資格を確認したときは、その旨を公募型プロポーザル発注方式参加資格確認通知書により通知する。参加する資格がないと認めるときは、当該通知書に、その理由を付して通知するものとする。

なお、参加申請書等を提出後に参加を辞退するときは、令和7年6月20日（金）までに、任意の様式により参加辞退届を持参又は郵送により提出すること。

### (2) 申請様式

提出物	提出様式	部数	特記事項
公募型プロポーザル発注方式参加申請書	様式第1号	1部	

業務実績	様式第 2 号	1 部	過去 5 年間（令和 2 年度以降）に地方公共団体から本業務と同等以上とみなされる業務の実績が 1 件以上あること
------	---------	-----	---

- (3) 提出期限 公募の日から令和 7 年 6 月 1 0 日（火）午後 5 時まで（郵送期限内必着）
- (4) 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (5) 提出場所 「15 問合せ先」に同じ。
- ※ 持参の場合は、事前に電話連絡の上、来庁すること。

## 7 入札参加資格審査申請書の提出について

本市の入札参加資格を有していない場合は、資格の確認に必要な資料等を次のとおり提出すること。

なお、記入に当たっては、薩摩川内市ホームページの「令和 5・6・7 年度の物品等競争入札参加資格審査申請の受付終了について」にある「申請の手引き（追加受付時）」を参照の上、記入すること。

### (1) 提出書類（各 1 部）

- ア 競争入札参加資格審査申請書提出書類チェックシート
- イ 業者カード NO. 1（本市様式 1）
- ウ 一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書（物品等）（本市様式 4）
- エ 営業概要書（本市様式 5）
- オ 主な契約実績（本市様式 6）
- カ 営業所一覧表（本市様式 7）（該当する場合）
- キ 営業所に関する報告書（本市様式 8-1）及び薩摩川内市内の支店・営業所の所在地図、建物写真及び公共料金（本市様式 8-2）（該当する場合）
- ※ 本市内に本店以外の営業所がある場合
- ク 支店、営業所等への委任状（本市様式 9）（該当する場合）
- ケ 有資格職員名簿（本市様式 10）（該当する場合）
- コ 法人にあつては直近の商業登記簿謄本の写し、個人事業者にあつては身分証明書
- サ 納税証明書（未納がないことの証明書）
- シ 非課税申立書（本市様式 11）（該当する場合）
- ※ 課税されず上記納税証明書が提出できない場合
- ス 印鑑証明書
- セ 財務諸表
- ソ 暴力団排除に関する誓約書及び役員等名簿（本市様式 13）

- (2) 提出期限 公募の日から令和 7 年 5 月 3 0 日（金）まで（郵送期限内必着）
- (3) 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (4) 提出場所 「15 問合せ先」に同じ。

## 8 応募の無効に関する事項

「5 参加資格」の条件を全て満たす場合であっても、次の各号のいずれかに該当するときは、参加の対象とならない。

- (1) 10(1)⑧業務見積書により提出された金額が、1(3)の提案上限額を超過しているとき。
- (2) プレゼンテーションを欠席したとき。
- (3) 不正又は不誠実な行為があるとき。
- (4) 経営状況が著しく不健全であると認められるとき。
- (5) 安全管理の状況が本市が発注する業務の受注者（以下「受注者」という。）として不適当であると認められるとき。
- (6) 労働福祉の状況が受注者として不適当であると認められるとき。
- (7) その他不公正又は不誠実と認められる事由等があり、受注者として不適当であると認められるとき。

## 9 応募条件

- (1) 応募に要する費用は、全て応募者の負担とする。
- (2) 応募した企画提案書等は返却しない。
- (3) 契約締結後、受注事業者名は公表する。

## 10 提案書の作成要領について

本提案書は、薩摩川内市議会システム更新事業仕様書に準拠した提案内容とし、提案書の提案項目は以下のとおりとする。

### (1) 提案様式等

提出物	提出様式	提出部数	特記事項
①公募型プロポーザル発注方式企画提案書（鑑）	様式第3号	1部	
②会社概要	様式第4号	1部	
③業務実績	様式第5号	1部	過去5年間（令和2年度以降）に地方公共団体から本業務と同等以上とみなされる業務の実績を提出すること。 要：証明書類添付
④業務実施体制	任意様式	7部	業務実施体制及び配置予定技術者等の氏名、経歴等が記載された体制表を提出すること。
⑤業務スケジュール	任意様式	7部	契約締結予定日から業務完了までのスケジュールを示すこと。

⑥企画提案書	任意様式	7部	※正本1部：応募者名あり ※副本6部：社名、住所等の応募者名を特定できる標記はしないこと。
⑦機能要件一覧表	様式第6号	7部	
⑧業務見積書	任意様式	1部	押印のうえ封筒に入れ封印し、提出すること。
⑨保守点検等に係る参考見積書	任意様式	7部	一式表示ではなく、明細書を添付すること。

(2) 提出期限 令和7年6月20日（金）午後5時まで

※ 郵送の場合、期限内必着のこと。

(3) 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

(4) 提出場所 「15 問合せ先」に同じ。

※ 持参の場合は、事前に電話連絡の上、来庁すること。

※ ④～⑦、⑨については、別途電子データをCD等に保存して提出すること。

## 11 質問について

本要領、仕様書等に不明な点がある場合は、質問票（様式第7号）を提出すること。

(1) 提出期限 令和7年6月3日（火）午後5時まで

(2) 方 法 「15 問合せ先」に電子メールで提出すること。なお、電話・口頭及び期限後の質問は一切受け付けないので注意すること。

(3) 回 答 期限内にあった質問への回答については、随時、薩摩川内市ホームページ（<http://www.city.satsumasendai.lg.jp>）に掲載する。

最終回答期限 令和7年6月6日（金）

## 12 提案の審査、評価方法等

(1) 審査方法

提案の審査、評価及び優先交渉事業者の特定を行うため、提案者からのプレゼンテーションを行い、審査及び評価を行う。

なお、提案者が多数の場合は、書類選考を実施し、プレゼンテーション参加者を4者程度に絞り込むこともある。書類選考結果は、メール又はファックスで通知する。

(2) 評価基準

提案の評価基準は、別紙「薩摩川内市議会システム更新事業プロポーザル評価基準」のとおりとする。

(3) プレゼンテーションの実施

企画提案書等について、プレゼンテーションを実施する。

ア 実施日 令和7年7月1日（火）

イ 場 所 薩摩川内市役所（予定）

※ 場所及び時間の詳細は、後日対象者に連絡する。

ウ プレゼンテーションの実施要項

(7) 実施順は、原則参加表明書の受付順とする。

(8) 出席者は、1事業者3人以内とする。

(9) 1事業者につき40分以内（説明30分以内、質疑応答10分以内とする（別途、事前準備10分、撤収10分を設ける。）。）。

(10) プレゼンテーションでは、10(1)により提出された書類の内容を要約した資料の配布及びスクリーンへの投影を行うことができるが、それ以外の追加提案の説明や追加資料の配付は原則認めない。

(11) プロジェクタ及びスクリーンは、本市備え付けの機器を利用できる。その他必要となる機材等がある場合は、事業者において用意すること。

(12) 審査については非公開とする。

(4) 評価方法

提出された企画提案書、価格提案書等の書類及びプレゼンテーションの内容について、評価基準に基づいて評価する。

(5) 契約候補者（優先交渉事業者）の選定方法

(7) 失格者を除いた者の内、(4)の総合点が最も高い者を、契約候補者（以下「候補者」という。）として選定する。

(8) 最高点の者が複数の場合は、価格提案の金額が最も安価な者を候補者として選定する。なお、金額も同額の場合については、当該者は、当初提案の金額の範囲内で価格提案書を再作成し、再提出された価格提案書の金額が最も安価な者を候補者として選定する。

(9) 提案者が1者の場合、総合点が45点以上であれば、当該者を候補者とする。

13 選定結果の公表及び通知

(1) 審査終了後、全ての参加者に対し審査結果の通知を行う。

(2) 選定結果の公表は、提案者名（最優秀提案業者名のみ）及び評価点（合計のみ）を薩摩川内市ホームページで行う。

14 その他

(1) 提案書作成に要する経費は、参加希望者の負担とする。

(2) 提出された資料は返却しない。また、無断で他に使用することはない。ただし、情報公開請求があった場合は、本市関係例規に基づき対応する。

(3) 提出期限以降の申請書又は提案書の差替え及び再提出は認めない。

(4) 申請書又は提案書に虚偽の記載をした者に対しては、指名停止要綱に基づき指名停止の措置を行うことがある。

15 問合せ先

〒895-8650

薩摩川内市神田町3番22号

薩摩川内市 議会事務局 議事調査課（担当：森谷、今吉）

TEL 0996-23-5176

E-Mail : [giji@city.satsumasendai.lg.jp](mailto:giji@city.satsumasendai.lg.jp)